

報道関係者各位

令和4年11月29日

【照会先】

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 村井 千晴

室長 補佐 田中 留美

TEL: 025-288-3511

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します ～

労働施策総合推進法等において、事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が規定されたところではありますが、令和4年4月1日から中小企業にも適用となっております。

厚生労働省では、中小企業への適用拡大の周知と併せて、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進しているところです。

新潟労働局（局長 ^{よしの} ^{しょういち} 吉野 彰一）においても、本月間を中心に特別相談窓口を開設し、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントに係る相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメントに関する相談）、就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等にも対応することとしています。

また、以下の内容について取組を行います。

1) ハラスメント対応特別相談窓口の開設

受付時間 9時00分～16時30分（月～金曜日）

相談窓口 新潟労働局雇用環境・均等室

（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号美咲合同庁舎2号館4階）

電話 025-288-3511

2) オンラインによるハラスメント防止に関するセミナーの開催

ハラスメント防止シンポジウムの開催（令和4年12月7日開催）

申込先⇒ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

3) 広報ポスターによる周知

マニュアル等関係資料はこちらから⇒「あかるい職場応援団」HP

(添付資料)

■資料No.1 「2022 年度職場のハラスメント撲滅月間」(広報ポスター)

みんなで

NOのハラスメント



ハラスメント相談窓口

12月は職場の ハラスメント 撲滅月間です

2022年12月7日(水)

ハラスメント対策シンポジウムをリモートで開催

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、
二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



パワハラ防止措置が全企業で義務化されました。

パワハラやセクハラ防止対策や相談窓口の設置など、社内での体制作りを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。NOハラスメント

